

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月31日

【会社名】 株式会社レナウン

【英訳名】 RENOWN INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北畑 稔

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田 8丁目 8番20号

【電話番号】 (03) 5496 - 8154

【事務連絡者氏名】 経営統括部経営企画部長 村元 知之

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田 8丁目 8番20号

【電話番号】 (03) 5496 - 8154

【事務連絡者氏名】 経営統括部経営企画部長 村元 知之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,931,784,560円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月12日に提出いたしました有価証券届出書及び平成25年5月30日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、平成25年5月31日付で有価証券報告書（第9期 自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。ただし、「第三部 追完情報 2. 臨時報告書の提出について」に記載の平成25年5月31日提出の臨時報告書につきましては、訂正後の内容に全て差替えのため下線を省略しております。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第8期）及び四半期報告書（第9期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月30日）までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月30日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（以下省略）

#### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第8期事業年度）の提出日（平成24年5月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年4月12日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成24年5月25日）

（以下省略）

#### 3. 業績の概要

第9期連結会計年度（自平成24年3月1日～至平成25年2月28日）

平成25年4月12日開催の取締役会において承認された第9期連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

（以下省略）

（訂正後）

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第9期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月31日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（以下「事業等のリスク」を全文削除）

#### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第9期事業年度）の提出日（平成25年5月31日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月31日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成24年5月25日）の臨時報告書の全文削除

（平成25年5月31日）

#### 1 提出理由

2013年5月30日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

## (1) 株主総会が開催された年月日

2013年5月30日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件

濟寧如意投資有限公司を割当先として当社普通株式20,359,615株を1株144円で発行する。

## 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 現行定款第2条(目的)について、事業目的を追加する。

(2) 現行定款第3条(本店の所在地)に関する規定を変更する。

上記定款変更に係る効力に関する附則第1条を新設する。

(3) 現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定する当社の発行可能株式総数を変更する。

(下線部は変更部分を表すものとする)

変更前	変更後
<p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。 (1)～(16)(条文省略) (新設) (17)(条文省略)</p>	<p>第2条(目的) (現行どおり)  (1)～(16)(現行どおり) <u>(17)古物売買及びその受託販売</u> (18)(現行どおり)</p>
<p>第3条(本店の所在地) 当社は本店を東京都品川区に置く。 (新設)</p>	<p>第3条(本店の所在地) 当社は本店を東京都江東区に置く。 附則 第1条 第3条(本店の所在地)の変更は、2013年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとする。 <u>なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後削除する。</u></p>
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は14,000万株とする。</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は32,000万株とする。</p>

## 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、北畑 稔、神保 佳幸、玉井 康利、邱 亜夫、孫 衛嬰、邱 晨冉、王 燕、白 文会及び伊藤 良二を選任する。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、木所 弘、吾妻 望及び紙野 愛健を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件	491,502	5,708	0	(注) 1	可決
第2号議案 定款一部変更の件	460,129	37,081	0	(注) 2	可決
第3号議案 取締役9名選任の件					
北畑 稔	473,047	24,125	0	(注) 3	可決
神保 佳幸	479,537	17,635	0		可決
玉井 康利	479,527	17,645	0		可決
邱 亜夫	478,701	18,471	0		可決
孫 衛 嬰	478,714	18,458	0		可決
邱 晨 冉	478,671	18,501	0		可決
王 燕	486,423	10,749	0		可決
白 文 会	486,351	10,821	0		可決
伊藤 良二	483,542	13,630	0		可決
第4号議案 監査役3名選任の件					
木所 弘	494,083	3,141	0	(注) 3	可決
吾妻 望	494,090	3,134	0		可決
紙野 愛健	465,494	31,730	0		可決

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

「3. 業績の概要」の全文削除

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

(前略)

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日	平成24年5月25日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日	平成25年4月12日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第9期 第3四半期)	自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日	平成25年1月11日 関東財務局長に提出

(後略)

(訂正後)

(前略)

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年5月31日 関東財務局長に提出
---------	---------------	-----------------------------	-------------------------

(後略)

以上

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2013年5月30日

株式会社レナウン

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの2012年3月1日から2013年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レナウン及び連結子会社の2013年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2013年4月12日開催の取締役会において、濟寧如意投資有限公司及び山東如意科技集団有限公司との間の資本業務提携契約の締結及び濟寧如意投資有限公司に対する第三者割当による新株式発行を決議し、2013年5月30日開催の定時株主総会において、本件第三者割当について承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社レナウンの2013年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社レナウンが2013年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

2013年5月30日

株式会社レナウン

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永千尋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの2012年3月1日から2013年2月28日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レナウンの2013年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2013年4月12日開催の取締役会において、濟寧如意投資有限公司及び山東如意科技集団有限公司との間の資本業務提携契約の締結及び濟寧如意投資有限公司に対する第三者割当による新株式発行を決議し、2013年5月30日開催の定時株主総会において、本件第三者割当について承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。